

令和4年御宿町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (11月28日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
町長挨拶及び提案理由の説明	5
会議録署名人について	7
会期の決定について	7
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	9
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	13
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	14
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	15
議案第7号の上程、説明、質疑、採決	16
閉会の宣告	18
署名議員	19

告示第 4 6 号

令和 4 年御宿町議会第 2 回臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日

御宿町長 石 田 義 廣

1. 期 日 令和 4 年 1 1 月 2 8 日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度御宿町一般会計補正予算第 4 号)
- (2) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- (3) 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 令和 4 年度御宿町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- (5) 令和 4 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- (6) 令和 4 年度御宿町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- (7) 令和 4 年度御宿町一般会計補正予算 (第 5 号)

令和4年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年11月28日（月曜日）午後2時05分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御宿町一般会計補正予算第4号)
- 日程第 4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採
用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第5号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第6号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第7号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	税務住民課長	佐藤昭夫君
建設水道課長	埋田禎久君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	大竹伸弘君		

事務局職員出席者

主 事 市川可奈君

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） それでは、令和4年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーテーションを置きました。このため、議案説明及び質疑応答については、着席したままで発言してください。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

(午後2時00分)

◎町長挨拶及び提案理由の説明

○議長（土井茂夫君） 次に、日程に先立ち石田町長から挨拶並びに議案の提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和4年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて1件、条例案2件、補正予算案4件の計7議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、国による価格高騰に対応する施策として創設されました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、物価高騰の影響を受けている住民や事業者を共に支援するために家族団らん地域応援食事券の配布を行い、また、生活総合支援対策といたしまして特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を、迅速かつ適切に進めるために補正予算の専決処分を行ったものです。

本予算につきましては、町民生活に直接影響し、かつ緊急を要するもので、議会を招集する

時間的余裕が無かったことから、令和4年10月13日に、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年度御宿町一般会計補正予算第4号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めます。

補正額は、歳入歳出ともに1億2,157万7,000円を追加し、補正後の予算総額を41億196万6,000円とするものでございます。

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）についてですが、今回提案いたします補正予算第2条収益的支出は、令和4年度御宿町水道事業会計当初予算、第3条収益的支出を23万6,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整でございます。

議案第5号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億2,914万9,000円とするものでございます。

補正の理由につきましては、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う国保事務職員の給料、職員手当の増額でございます。

議案第6号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第2号）についてですが、歳入歳出ともに27万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を11億1,350万7,000円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う職員人件費の調整を行うものです。

補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、前年度繰越金を充てました。

議案第7号 令和4年度御宿町一般会計補正予算案（第5号）についてですが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに631万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を41億828万1,000円とするものであります。

本補正予算の内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事院会勧告等に基づく給与条例等の改正に伴い、特別職及び一般職職員の人件費の調整措置を行うものでございます。

ただ今、申しあげました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何卒、慎重なるご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

8番、高橋金幹さん、9番、伊藤博明さんにお願ひいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度御宿町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

企画財政課長より、議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

専決第3号 令和4年度御宿町一般会計補正予算第4号につきましては、エネルギーや食料品等の価格高騰による住民生活への負担の増加を踏まえ、国の交付金を活用し、地域応援食事券の配布や住民税均等割非課税世帯等への給付金支給事務を迅速かつ有効的に実行するため、

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したものでございます。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、歳入歳出それぞれに 1 億 2,157 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 41 億 196 万 6,000 円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

はじめに歳入予算をご説明いたします。補正予算書の 6 ページをご覧ください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、3 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 3,680 万 8,000 円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金などで、物価高騰等により負担が増加している住民生活を支援するために実施する家族団らん地域応援食事券発行事業に対し、交付金を追加計上するものです。

2 目民生費国庫補助金、3 節子育て世帯等臨時特別給付金の 8,476 万 9,000 円は、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で、物価高騰等による家計への影響が特に大きい住民税均等割非課税世帯等への給付金事業に係る事業費 8,000 万円と事務費 476 万 9,000 円で、事業費の全額を国が補助するものです。

以上、歳入予算に 1 億 2,157 万 7,000 円を追加しております。

次に歳出予算をご説明いたします。補正予算書の 8 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 3,680 万 8,000 円は、家族団らん地域応援食事券事業に係る経費で、物価高騰の影響を受けている住民生活や事業者を支援するため、全町民に食事券を配布するものです。

10 節需用費と 12 節委託料は商品券の発送等に係る事務費で、18 節負担金補助及交付金の 3,600 万円は 1 人当たり 5,000 円の食事券分で、9 月補正でご承認いただきました商品券事業と併せて実施するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の 8,476 万 9,000 円は、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に係る経費で、国の生活総合支援策として、住民税均等割非課税世帯等に対し 1 世帯当たり 5 万円の給付金を支給するものです。

10 節需用費から 12 節委託料は交付金の支給に係る事務費で、18 節負担金補助及交付金の 8,000 万円は最大 1,600 世帯分の給付金を計上しております。

以上、歳出予算に 1 億 2,157 万 7,000 円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は、承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡豊君) それでは、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布されたことを受け、特別職においても同様の措置を講じたく、この度提案するものです。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定と関連がございますので、議案説明の前に、添付しました資料により、ご説明させていただきます。

それでは、議案に添付させていただきました資料1ページをご覧ください。

まず人事院勧告の内容でございますが、初任給及び若年層の給料を引き上げるため給料表を改定するものです。初任給は大卒で3,000円の引き上げを行うほか、若年層の月例給について、平均で0.3%の引き上げとするものです。

また、勤勉手当につきましても、民間の支給状況を踏まえ、0.1月引き上げるもので、令和

5年度以降の支給割合では、引き上げ分0.1月を、6月、12月の支給割合において、それぞれ0.05月分ずつ調整する内容となっております。

中段から、千葉県人事委員会の勧告について、概要をまとめております。内容につきましては、国の勧告と同様のものであり、職員給料表及び勤勉手当支給率の支給率について引き上げる勧告内容となっております。

資料の2ページをご覧ください。

御宿町における給与改定案の内容でございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容を踏まえ、同様の措置を講じようとするものです。

まず、給料表でございますが、初任給及び若年層の給料を引き上げるため、初任給は大卒新卒ベースで3,000円、若年層の在籍する給料号級についても平均で0.3%程度の引き上げを行うものです。

また、職員勤勉手当の支給率についても、国・県の勧告に併せ、0.1月分引き上げるもので、令和5年度以降の支給割合では、引き上げ分0.1分を、6月、12月の支給割合においてそれぞれ0.05月分ずつ調整する内容となっております。

次に、下段になりますが、任期付職員のうち特定任期付職員の勤勉手当の改定についての内容となります。現在この特定任期付職員の採用はございませんが、国・県の勧告を踏まえ、勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間3.25月分を年間3.30月分とするものです。

3ページをご覧ください。

特別職に係る期末手当に関するものですが、特別職は、直接、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の対象ではございませんが、勧告の趣旨を踏まえ、同様の改正を行うものです。

それでは、議案についてご説明させていただきますので、お手元の議案書をご覧ください。

まず、第1条関係でございますが、令和4年12月分の期末手当として100分の210から100分の220に0.1月分増額の改正を行うものです。

続いて、第2条関係でございますが、令和5年度以降の特別職の職員の期末手当については、6月、12月期の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、100分の215とするものです。

附則でございますが、施行日について令和4年12月1日から施行するとともに、第2条の改正規定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡豊君) それでは、議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案の主な改正内容でございますが、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、御宿町においても初任給及び若年層における給料月額引き上げ、及び勤勉手当支給率の改定を行うものです。

改正案は4条建ての構成となっており、内容については新旧対照表に基づき説明させていただきますので、議案の後ろに付いておりますお手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

まず第1条関係でございますが、一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定であり、一般職に係る勤勉手当の支給率を現行の100分の95から100分の105に改め年間で0.1月分の引上げとし、再任用職員については100分の45を100分の50へ改め、年間で0.05月分の引

き上げをするものです。

また、新旧対照表 2 ページ以降になりますが、別表第 1、職員の給料表でございますが、若年層職員について 0.3%程度引き上げを行うため、給料表の全部改正を行っております。

次に第 2 条関係ですが、新旧対照表 7 ページをお開きください。第 1 条と同様に一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定であり、令和 5 年 4 月以降の勤勉手当について、引き上げ分 0.1 月を、6 月、12 月の支給割合において、それぞれ一般職で 0.05 月、再任用職員で 0.025 月分ずつ調整するものです。

続いて、8 ページをお開きください。第 3 条の改正につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正であり、特定任期付職員に係る給料の 1 号給について、1,000 円引き上げ、37 万 6,000 円とするほか、勤勉手当を現行の支給率である 100 分の 162.5 を 100 分の 167.5 に改め、年間で 0.05 月分の引き上げを行うものです。

第 4 条は、第 3 条と同様に一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正であり、特定任期付職員の勤勉手当を年間 0.05 月分の支給率の引き上げを令和 5 年 4 月以降については、6 月、12 月の支給率をそれぞれ 0.025 月分の引き上げで調整を行うものでございます。

最後に附則でございますが、第 1 条はこの条例の施行日に関する規定であり、令和 4 年 12 月 1 日から施行とするもので、令和 5 年度以降の改正については令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 条は適用関係の規定であり、今回の給料表の遡及改定に係る部分については内払とみなす規定となります。

第 3 条は、施行に際しての委任規定となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第6 議案第4号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(埋田禎久君) それでは、議案第4号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

この度、提案いたします補正予算の内容は、人事院勧告等に伴う人件費の増額をするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和4年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改めるもので、営業費用を23万6,000円増額し、水道事業費用の総額を3億4,562万1,000円とするものです。

第3条は、人件費の補正に伴い、令和4年度予算第7条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を23万6,000円増額し、2,997万3,000円に改めるものです。

それでは、各項目の内容について、事項別明細書により説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の6万円の増額及び3目総係費の17万6,000円の増額は、人事院勧告等に伴う人件費の調整です。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は、収益的予算に係る補正であることから、1、業務活動によるキャッシュフローに影響があり、資金の期末残高は3億4,347万8,112円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7 議案第5号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第5号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,914万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴い、国保会計職員1人の人件費について追加補正をお願いするものです。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。歳入予算でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金の4万8,000円は、職員給与費等の補正額相当分を一般会計から繰り入れるものです。

8、9ページをご覧ください。歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当と4節共済費の4万8,000円は、給与改定に伴い職員の職員手当及び共済費を調整するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8 議案第6号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第6号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,350万7,000円とするものです。補正の内容は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴い、介護保険会計職員4人の人件費について追加補正をお願いするものです。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿って説明をいたします。6、7ページをご覧ください。

歳入です。3款国庫支出金7万3,000円、4款支払基金交付金2万7,000円、5款県支出金3万6,000円、6款繰入金8万6,000円は、給与改定により職員人件費が増となることから、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町一般会計の法定負担割合分を追加するものです。

7款繰越金5万5,000円は、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。以上、歳入予算に27万7,000円を追加しております。

続いて歳出でございます。8、9ページをご覧ください。

1款総務費と3款地域支援事業費の2節給料、3節職員手当、4節共済費は、給与改定に伴い人件費を調整するもので、合わせて27万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は、挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9 議案第7号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第7号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれに631万5,000円を追加し、補正後の予算総額を41億828万1,000円と定めるものでございます。本補正予算の内容は人事院勧告等に基づく給与条例等の改正に伴い、特別職及び一般職職員の人件費について追加補正をお願いするものでございます。

それでは内容の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

はじめに歳入予算をご説明いたします。補正予算書の6ページをご覧ください。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の631万5,000円は、前年度からの純繰越金で、本補正予算の財源として所要額を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算に631万5,000円を追加しております。

次に歳出予算をご説明いたします。補正予算書の8ページをご覧ください。

1款議会費から9款教育費までの2節給料から4節共済費及び27節操出金の追加は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の調整でございます。

以上、歳出予算に631万5,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（土井茂夫君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 令和4年第2回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の臨時会におきましては、7件につきましてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定をいただき、閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

これから、寒さも増してくると思われれます。議員の皆様方におかれましても、健康には十分ご留意くださいますようお願いを申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、令和4年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署名議員 高 橋 金 幹

署名議員 伊 藤 博 明